

令和8年度 要 望 書

ひと・まち・ときをつなぐ

絆をつむぐ ふるさと 健幸創造都市 草津

案

令和8年7月
草津市

日頃は、草津市の発展と市政の円滑な運営に格別の御指導、御支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、全国的な人口減少社会の中、現在も人口増加が続いている当市においても、近い将来、人口減少が現実のものになると予想しております。

また、世界でも類を見ないスピードで高齢化が進行し、当市においても、年々高齢化率が高まるなど、市政を取り巻く様々な環境が変化・多様化し、よりきめ細かな市民サービスの提供が求められています。

こうした状況の中、令和14年度を目標年次とする第6次草津市総合計画に掲げる将来ビジョンである「ひと・まち・ときをつなぐ 絆をつむぐ ふるさと 健康創造都市 草津」の実現に向けて、第6次草津市総合計画第2期基本計画では、「未来を担う子ども育成プロジェクト」、「地域の支え合い推進プロジェクト」、「にぎわい・再生プロジェクト」、「暮らしの安全・安心向上プロジェクト」をリーディング・プロジェクトとして位置付け、新たに「DX推進プロジェクト」を加え、すべての分野を下支えする視点とすることにより、市民の利便性や質の高い行政サービスの提供に全力で取り組んでおりますが、これらの施策を総合的かつ計画的に推進していくにあたりましては、国・県の御協力なくしては、その実現は極めて困難であります。

つきましては、県におかれましても厳しい財政状況であることは承知いたしておりますが、本書のとおり、当市の喫緊の課題や財政状況を御賢察いただき、今後の県の予算編成や国への要望活動にあたり、当市のまちづくりの推進に特段の御配意をいただきますようお願い申し上げます。

令和8年7月

滋賀県知事 三日月 大造 様

草津市長 橋川 渉

要 望 事 項

重 点 要 望

1. 草津PAと連携したびわこ文化公園都市周辺エリアの活性化に向けた取組
について（継続） 【県への要望】
(総合企画部、交通まちづくり部、県土整備部) 1
2. 烏丸半島および矢橋帰帆島を含む湖辺エリアのにぎわいと交流の創出について
(継続) 【県への要望】
(観光文化スポーツ部、交通まちづくり部) 4
3. 歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業補助金等の適切な確保について（継続）
【国への要望】
(観光文化スポーツ部) 6
4. 矢橋帰帆島公園の活性化について（継続） 【県への要望】
(琵琶湖環境部、交通まちづくり部) 7
5. 湖南中部浄化センターにおける中間水路の水質改善について（継続）
【県への要望】
(琵琶湖環境部) 10
6. 地域生活支援事業の国、県補助額の適正化について（継続）
【国への要望、県への要望】
(健康医療福祉部) 12
7. 保育士の確保・定着につながる処遇改善について（継続）
【国への要望、県への要望】
(子ども若者部) 13
8. イノベーション集積拠点の創出に対する支援について（新規）
【国への要望、県への要望】
(商工労働部、交通まちづくり部) 15

9. 地域産業クラスターの形成・拡大に向けた取組への支援について（新規）		
	【県への要望】	
	（商工労働部）	17
10. 水質保全施設「浮舟地区」の機能保全対策事業に対する支援について（継続）		
	【県への要望】	
	（農政水産部）	19
11. 道の駅草津リノベーション事業の推進および支援について（継続）		
	【国への要望、県への要望】	
	（県土整備部）	21
12. （都）平野南笠線の整備促進について（継続）		
	【県への要望】	
	（県土整備部、交通まちづくり部）	23
13. 滋賀京都連絡道路の整備について（継続）		
	【国への要望】	
	（県土整備部）	25
14. 草津川上流部の河川改修の促進について（継続）		
	【県への要望】	
	（県土整備部）	27
15. 一級河川および県有地の適正な維持管理について（継続）		
	【県への要望】	
	（県土整備部）	29
16. 一般国道1号月輪電線共同溝の整備について（継続）		
	【国への要望】	
	（県土整備部）	31
17. 市街地における一級河川の改修と公共下水道（雨水）整備との連携について （継続）		
	【県への要望】	
	（県土整備部）	33
18. 「広域的な立地適正化の方針」の策定による拠点連携型都市構造の推進について （継続）		
	【県への要望】	
	（交通まちづくり部）	35

19. 地域公共交通の維持・強化に対する補助について（継続）		
	【国への要望、県への要望】	
	（交通まちづくり部）	37
20. 交通事業者の担い手（運転者等）確保に向けた支援について（継続）		
	【県への要望】	
	（交通まちづくり部）	39
21. J R 南草津駅周辺エリアの交通対策について（継続）	【県への要望】	
	（交通まちづくり部）	41
22. 公営住宅建替事業への支援について（継続）	【国への要望】	
	（交通まちづくり部）	43
23. 草津川跡地の整備に対する支援について（継続）	【国への要望、県への要望】	
	（交通まちづくり部）	45
24. 学校施設環境改善交付金の確実な事業採択ならびに補助単価および上限額の引き上げについて（継続）	【国への要望】	
	（教育委員会事務局）	47
25. 小中学校の正規教員の適正な配置と、臨時講師・非常勤講師の人材確保と紹介について（継続）	【県への要望】	
	（教育委員会事務局）	48
26. 特別支援教育充実のための人的配置および「地域で学ぶ」支援体制強化事業補助金について（継続）	【国への要望、県への要望】	
	（教育委員会事務局）	50
27. 交番の増設および警察官の増員について（継続）	【国への要望、県への要望】	
	（県警察本部 警務部）	53

一 般 要 望

1. 水道事業への財政支援の拡充について（継続）
【国への要望】
（琵琶湖環境部） 55
2. 国民健康保険制度の円滑な運営に係る財政支援について（継続）
【国への要望、県への要望】
（健康医療福祉部） 57
3. 精神障害者に対する医療費助成制度について（継続） 【県への要望】
（健康医療福祉部） 58
4. 介護・障害福祉人材の育成・確保に向けた具体的かつ効果的な施策の展開
について（継続） 【国への要望、県への要望】
（健康医療福祉部） 59
5. 滋賀県がん患者のアピアランスサポート事業について（継続） 【県への要望】
（健康医療福祉部） 61
6. 要介護・要支援認定有効期間の見直しについて（継続） 【国への要望】
（健康医療福祉部） 62
7. こどもの医療費に係る助成制度の国制度の創設および県事業の拡充について
（継続） 【国への要望、県への要望】
（子ども若者部） 63
8. 児童家庭相談業務体制の充実について（継続） 【県への要望】
（子ども若者部） 64
9. 滋賀県多子世帯子育て応援事業金の対象範囲の拡充について（継続）
【国への要望、県への要望】
（子ども若者部） 65
10. かんがい排水事業の推進について（継続） 【国への要望、県への要望】
（農政水産部） 66

11. 馬場・山寺地区基盤整備事業に対する支援について（継続）		
	【国への要望、県への要望】	
	（農政水産部）	68
12. 草津川跡地河口部の整備について（継続）	【県への要望】	
	（県土整備部）	70
13. 県道の交差点改良による渋滞緩和と歩道未整備区間の交通安全対策について （継続）	【県への要望】	
	（県土整備部）	72
14. こども達が安全に通学や活動ができる道路整備について（継続）	【国への要望】	
	（県土整備部）	74
15. 公共施設の適切な維持管理に対する支援について（継続）		
	【国への要望、県への要望】	
	（県土整備部、交通まちづくり部）	76
16. 市道野路南中央線の延伸整備に係る支援について（継続）	【国への要望】	
	（県土整備部）	78
17. 牟礼山公園の用地取得および今後の整備等について（継続）	【県への要望】	
	（交通まちづくり部）	80
18. 高校生に対する切れ目のない支援の充実について（新規）	【県への要望】	
	（教育委員会事務局）	82
19. 小中学校の業務改善について（継続）	【県への要望】	
	（教育委員会事務局）	84
20. 養護教諭の人的配置の拡充について（継続）	【国への要望、県への要望】	
	（教育委員会事務局）	85

重点要望

重点要望(継続)

要望先：滋賀県総合企画部 企画調整課
滋賀県交通まちづくり部 交通まちづくり政策課
滋賀県県土整備部 道路整備課



草津PAと連携したびわこ文化公園都市周辺エリアの活性化に向けた取組について【県への要望】

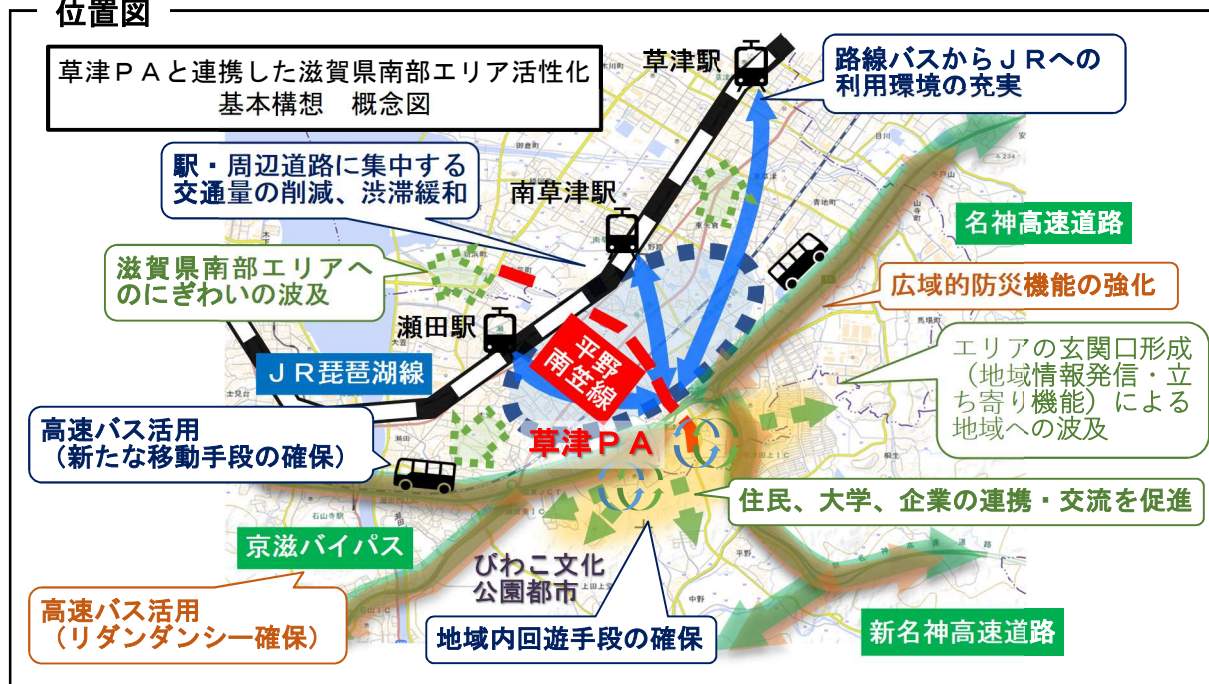
要望内容

名神高速道路の草津PAは、広域交通において、近畿圏、中京圏、北陸圏から流入する多くの高速道路利用者に利用され、将来的には、新名神高速道路を用いたりニア三重県駅から滋賀県南部エリアへの玄関口となり得る立地であるとともに、県内交通においても都市計画道路山手幹線に隣接し、加えて、JR琵琶湖線からも比較的近距離であるなど多様なリンクが集積する交通結節点である。また、多様な施設が集積するびわこ文化公園都市に隣接し、滋賀県南部エリアの活性化に寄与するポテンシャルを有している。

当市では、これらのポテンシャルを最大限に活用し、その効果を広く波及すべく、国や県等の関係機関の支援を頂きながら、リンク・ノード・マネジメントの視点から草津PAとの交通連携拠点の創出を柱とする「草津PAと連携した滋賀県南部エリア活性化基本構想」を令和5年6月に策定した。また、令和7年度からは「びわこ文化公園都市将来ビジョン」を踏まえ、県により「交通活性化タスクフォース」が設置され、草津PA周辺でのモビリティハブの形成など、びわこ文化公園都市周辺の交通課題解決に向けた多様な施策の検討が行われてきた。

ついては、びわこ文化公園都市周辺エリアの活性化に向けて、草津PA周辺での交通社会実験など短期の取組や、山手幹線を利用した広域幹線バス路線の育成、BRT等の新交通の導入、草津PA周辺でのモビリティハブの形成など中長期の取組に加え、関係市をはじめとする立地各施設・機関等と連携し、移動需要の創出に向けた継続的な取組を推進していくことについて、特段の配慮をお願いしたい。

位置図



現状と課題

- ・ JR南草津駅、瀬田駅周辺の国道1号交差点周辺等では、駅や周辺施設への自動車交通の集中により慢性的な渋滞が発生し、路線バスの定時性、速達性に大きな支障が生じている。
- ・ びわこ文化公園都市周辺への通勤・通学者の多くを占めるJR利用者について、大規模災害等によりJRが被災した際の帰宅手段等（リダンダンシー）が十分に確保されていない。
- ・ びわこ文化公園都市内では、大津市・草津市界を境に、バス路線が分断されており、住居ゾーン（大津市青山・松が丘地区、草津市若草地区）から当該地域内に立地する多様な施設への公共交通によるアクセスが困難な生活環境となっている。
- ・ 滋賀県では「びわこ文化公園都市将来ビジョン」に基づき、公共交通、施設間移動、バリアフリーといった「移動の自由」に関するプラットフォームを設置し、立地各施設・機関、県、関係市等が連携し、課題解決を進められている。
- ・ 滋賀県では「道路アクションプログラム2023」に基づき、都市計画道路平野南笠線の概略検討が進められている。
- ・ 「滋賀地域交通計画」において、リニア中央新幹線の開通による三重県から滋賀県への来訪者の移動を見据えた三重県との連携強化を検討するとされている。
- ・ びわこ文化公園は、「滋賀県地域防災計画」において広域陸上輸送拠点として位置付けられ、隣接する草津PA（下り線）は国土交通大臣により「防災拠点自動車駐車場」に指定されている。また、滋賀医科大学医学部附属病院を始め、医療・福祉等の機能が集積しているなど、防災拠点が集積しているものの、面的に有効活用される仕組みが構築されていない。

事業実施による効果

- ・新たな交通連携拠点の創出と公共交通の充実により、広域スケールでは、将来のリニア中央新幹線から滋賀県への新たな玄関口として、産業、観光、学術研究等において、滋賀県南部エリアの発展に寄与することが期待されるとともに、地域スケールでは、びわこ文化公園都市内の大学間の交流、公園や文化施設の利用者確保、公共交通による医療・福祉等施設への移動の確保などにより、びわこ文化公園都市の価値向上に寄与することができる。
- ・リニア三重県駅から、新たな交通連携拠点を経由し、ＪＲ琵琶湖線（京都方面）への移動を想定することで、当該地域周辺の公共交通において、新たな需要を創出することができる。
- ・草津ＰＡ周辺に集積している医療・福祉等施設と高速道路・一般道路のネットワークの連携を創出することで、県内のみならず、広域防災拠点としての役割を担うことができる。

担 当：都市計画部 都市地域戦略課 草津ＰＡ連携拠点担当
ＴＥＬ：０７７－５６１－６８０２

烏丸半島および矢橋帰帆島を含む湖辺エリアのにぎわいと交流の創出について【県への要望】

要望内容

烏丸半島や矢橋帰帆島、琵琶湖湖岸緑地など、当市の琵琶湖辺については、県が策定された「みどりとみずべの将来ビジョン」における活用エリアに位置付けられ、琵琶湖辺の魅力を活かし、有効活用を進めることにより、琵琶湖の保全に寄与していくことが求められている。

烏丸半島においては、中央部（約9ha）の民間活用について、当市（草津市土地開発公社）が滋賀県に代わり、複合型観光集客施設事業実施事業者の選定を行ったところであり、今後は、県が主体となり、烏丸半島が県を代表する観光拠点の一つとなるよう、独立行政法人水資源機構が所管する、ホワイビーチや多目的広場、烏丸レイクポートでの大規模イベントの開催等による利活用等を推進いただきたい。

また、矢橋帰帆島（下水処理場）については、THEシガパークにも位置づけられており、引き続き、県内有数の観光入込客数を誇る公園として、栈橋の活用も含め、観光振興の視点で魅力の向上を推進していただきたい。

さらに、琵琶湖湖岸緑地（都市公園）は、上記の烏丸半島から矢橋帰帆島を繋ぐ動線にあり、ビワイチやキャンプなどでの活用を更に促進できるよう、当市志那地域のトイレ水洗化と歩調を合わせ、社会実験的なイベントなど、Park-PFI制度による民間活力導入に向けて前進いただきたい。

今後の当市湖辺を含む南湖の観光振興について、将来を見据え、県が積極的にリーダーシップを発揮し、当市や大津市などの南湖周辺市間の連携、湖上交通による広域観光の実現に向けた企画・調整について、特段の配慮をお願いしたい。

位置図



現状と課題

- ・ 烏丸半島には琵琶湖でも数少ない船着き場があり、中央部（9ha）の民間観光集客施設と隣接する県立琵琶湖博物館、市立水生植物公園みずの森、道の駅草津との相乗効果により、今後ますますのにぎわい創出が期待されるが、湖上交通について現在定時運行がされていない。
- ・ 一方、琵琶湖博物館では、湖上交通活用連携事業として、おごと温泉に加え、令和7年度からはラゴ大津と烏丸半島との就航を実施されている。
- ・ 琵琶湖の湖上交通については、乗船そのものが観光資源となり得るとともに、南湖周辺道路の交通渋滞緩和にも効果が期待されている。
- ・ 矢橋帰帆島については、「急がば回れ」の語源となった近江八景の「矢橋の帰帆」としての歴史があり、また、湖岸緑地には県教育委員会の船着き場が存置しているが、老朽化が進み有効活用が図れていない。
- ・ 烏丸半島については、エリアブランディングを含め、一体的な集客や管理・マネジメント組織が存在せず、県・市の各施設が個々に集客を行っており、エリアの持つポテンシャルを活かしきれていない。
- ・ 烏丸半島については、FEST.INAZUMA（旧イナズマロックフェス）により知名度が向上し、大規模イベント開催のポテンシャルはあるものの年間数日の稼働となっており、その他の十分な活用が出来ていない。
- ・ 烏丸半島からの景観は、比叡の山並みと琵琶湖を一望できるなど、季節により、また、朝夕において滋賀の魅力を満喫できる魅力的な場所であるものの、「シガリズム」の文脈において十分活用ができていない。
- ・ 琵琶湖湖岸緑地については、ビワイチの利用者を始め、県内外の利用者により、ごみやトイレ等の環境の悪化が問題となっており、Park-PFI制度を活用した活用による維持管理が求められている。
- ・ 琵琶湖湖岸緑地の志那1のトイレについて、令和8～9年度に水洗化工事を予定され、公園の利用環境の大幅な改善が期待される。

事業実施による効果

- ・ 現在、十分な活用が図られていない草津市の湖辺エリアにおいて、烏丸半島および矢橋帰帆島、琵琶湖湖岸緑地を、面的に捉え、観光誘客を強化することで、にぎわい創出や観光振興等の拠点とすることができる。
- ・ 琵琶湖辺に観光拠点を整備し、湖上交通で繋ぐことで、一つの南湖としてポテンシャルを最大限に発揮したシガリズムの観光振興を実現することにより、将来を見据えた滋賀観光の柱を創出できる。
- ・ 民間活用による琵琶湖の持続的な賑わいを創出することで、琵琶湖の持続的な保全を行うことができる。

担 当：都市計画部 都市地域戦略課 都市地域戦略係

077-561-6931

環境経済部 商工観光労政課 商工観光労政係

077-561-2351

重点要望(継続)

要望先：滋賀県観光文化スポーツ部 文化財保護課



歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業補助金等の適切な確保について【国への要望】

要望内容

国指定史跡である芦浦観音寺跡や草津宿本陣の史跡整備や埋蔵文化財発掘調査について、歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業補助金等を用いて取り組んでいる。令和8年度の史跡整備においては要望額が措置される見込みであるが、継続して適正な補助金配分がなされるよう国に働きかけていただきたく、特段の配意をお願いしたい。

現状と課題

- ① 史跡整備と埋蔵文化財発掘調査を共に進める本市にとって、事業の進捗には国庫補助金の取り込みが必須と考えているが、要望額に対し交付額が下回ることがある。
- ② 史跡整備事業全体のスケジュールに遅れを生じさせないよう、今後の事業実施に係る継続的な財源の確保が重要である。
- ③ 埋蔵文化財発掘調査については、本市は全国でも稀な人口増加自治体であり、市内の開発行為の増加に連動して発掘調査の件数・量とも多く、調査に要する財源確保は重要である。

以上から、適正な補助金配分がなされないと、自治体の文化財行政や開発対応が遅延し、市民生活にも影響が出ることから、適切な補助金額の確保が必要である。

事業実施による効果

- ・史跡整備の補助金が必要額確保されることで、計画どおりのスケジュールで適切な史跡整備ができる。
- ・埋蔵文化財調査については、市民が必要とする住宅整備を滞らず進めることができる。

担 当：教育委員会事務局 歴史文化財課 文化財保護活用係
TEL：077-561-2429

重点要望(継続)

要望先：滋賀県琵琶湖環境部 環境政策課、上下水道課
滋賀県交通まちづくり部 THEシガパーク推進課



矢橋帰帆島公園の活性化について【県への要望】

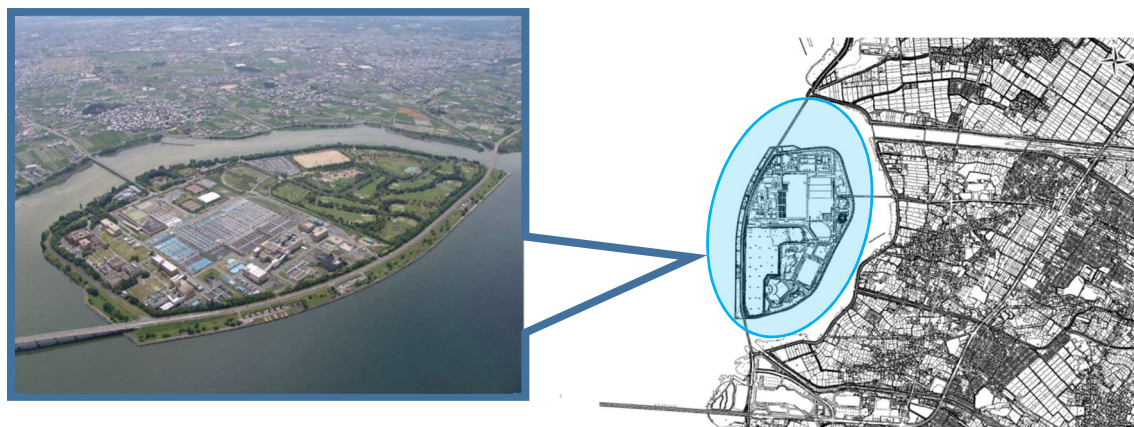
要望内容

滋賀県では、県内全体の公園の魅力を高める「THE シガパーク」という理念を掲げられ、矢橋帰帆島公園（下水処理場）についても、公園の一つとして、令和5年度に「矢橋帰帆島公園活性化方針」を定められ、賑わいの創出に取り組んでいただいているとともに、令和7年度には一部の遊具がリニューアルされ、令和8年度の整備完了を目指し進めていただいているところである。

地元の老上西学区まちづくり協議会においては、中間水路や湖岸緑地を含む矢橋帰帆島全域を重要な地域資源として捉え直し、令和4年度に立命館大学と連携し、「みんながつながるウォータータウン」を策定され、その実現に向けて中間水路を活用したカヌー体験会を自主開催されているところであり、本市においても地域とともにその実現に向けて積極的な取組を進めていることから、「矢橋帰帆島公園活性化方針」の具体化については、河川区域を湖岸緑地の公園区域に含めることを検討いただき、周遊路の整備など、地域の意向を踏まえて実施いただくとともに、淡海環境プラザについても、地域の環境保全活動等と連携を図り、「THEシガパーク」の公園の中でも唯一下水処理場があるという特徴を活かし、矢橋帰帆島公園と中間水路とが身近な自然「環境」を学べる拠点となるよう、湖岸緑地公園を含め、矢橋帰帆島の一体的な利活用について検討をいただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

これまで本市や老上西学区まちづくり協議会が下水道課とともに取り組んできた「矢橋帰帆島公園活性化方針」の協議内容や開かれた帰帆島の理念を新設されるTHEシガパーク推進課に引き継いでいただきたい。

位置図



現状と課題

- ・矢橋帰帆島公園は、大型遊具や多目的グラウンド等が設置されており、市内外から年間30万人を超える利用者があるが、遊具点検の結果、安全面を考慮して広場にある15の遊具のうち6つの遊具が令和5年9月以降使用禁止となっており、令和7年度に一部更新、令和8年度には全体の整備完了が予定されている。また、施設によっては利用率が低いこともあり、広大な敷地の有効活用に課題がある。
- ・令和5年度に「矢橋帰帆島公園活性化方針」を策定されており、その実現に向けて地域の声を聞きながら、周遊路の整備や、駐車場の有料化に向けた意向調査と方向性の検討に現在取り組まれている。
- ・老上西学区まちづくり協議会においては、大学の知見を得ながら、県担当部局にも参画いただいたワークショップにより策定した「みんながつながるウォータータウン」の実現に向けた第一歩として、中間水路でのボランティア団体による周辺清掃活動や、県担当部局や淡海環境プラザに協力頂くことで帰帆島に浮棧橋を設置し、そこからカヌー体験会を行うといった取組を進めている。
- ・淡海環境プラザは環境保全に関連した施設であり、令和5年度から令和6年度にかけて展示内容のリニューアルをいただいたが、地域から更なる活用に向けた意見がある。
- ・矢橋帰帆島の湖岸緑地部分は、都市公園であり、下水処理場の附属施設である帰帆島公園と法体系や管理体系が異なることから、矢橋帰帆島としての一体的な整備やマネジメントが難しい状況になっている。

事業実施による効果

- ・指定管理者制度やP a r k－P F I 制度に準じた整備手法などにより、民間活力を活かした優良な投資を誘導し、管理者の財政負担を軽減しつつ、公園の質の向上や利用者の利便の向上を図ることで、新たなにぎわい創出や地域振興の推進が期待できる。
- ・当市の湖辺の地域振興につながり、草津市版地域再生計画に基づく持続可能なまちづくりが推進できる。
- ・滋賀県有数の観光入込客数を誇る公園として、滋賀県南部の水辺エリアにおける観光振興にも寄与し、びわ湖の「水環境」に触れ、学べる公園として、「T H E シガパーク」の理念の実現が図れる。

担 当：都市計画部 都市地域戦略課 都市地域戦略係
T E L：0 7 7－5 6 1－6 9 3 1

重点要望(継続)

要望先：滋賀県琵琶湖環境部 上下水道課

6 安全な水とトイレ
を世界中に



11 住み続けられる
まちづくりを



14 海の豊かさを
守ろう



17 パートナースhipで
目標を達成しよう



湖南中部浄化センターにおける中間水路の水質改善について【県への要望】

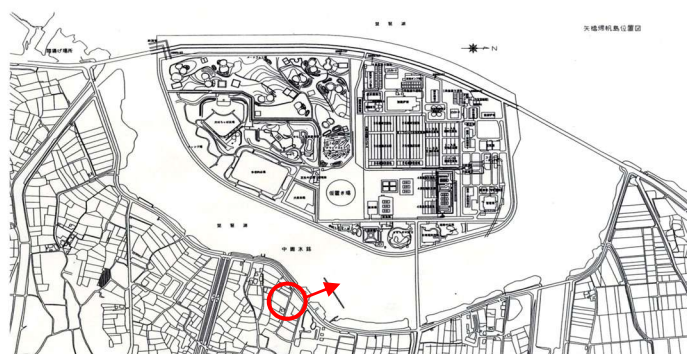
要望内容

湖南中部浄化センターにおける中間水路は、水草の大量繁茂や浮遊ゴミ等の滞留により景観の悪化や船舶航行の障害となっている。特に夏場には臭気が発生し、生活環境への悪影響や帰帆島のイメージダウンにつながっているため、毎年、除草や浮遊ゴミ等の撤去を実施いただいているが、抜本的な解決には至っていない。

このため、令和7年度に水流発生装置の実証実験を実施され、現在、その効果を検証のうえ、中間水路の抜本的な水質改善に向けた検討を進めていただいているところであり、具体的な対策を早期に実施いただくよう特段の配慮をお願いしたい。

位置図

〔中間水路〕



中間水路の状況

現状と課題

現在の中間水路における水草の大量繁茂や浮遊ゴミ等の滞留は、湖流の停滞による水質の悪化や低層の低酸素化、湖底のヘドロ化など、従来の自然環境や生態系に大きな影響を与えるとともに、船舶航行の障害や腐敗に伴う臭気の発生など生活環境にも様々な支障をきたし、深刻な状況が続いている。

また、オオバナミズキンバイの大規模群落の除去は完了したが、ヒシ等が樋門や河口に大量繁茂し、浮き草やゴミが大量に溜まり、臭気や景観の悪化を起している。

[中間水路の水草除草の推移]

毎年除草を行っていただいているものの、環境改善にまで至らず、抜本的な解決になっていない。(単位：㎡)

年 度	合 計	ヒシ 表 層	ヒシ 根こそぎ	オオバナミ ズキンバイ
令和 3年度	81,000	43,000	38,000	0
令和 4年度	160,200	40,200	120,000	0
令和 5年度	112,000	30,000	82,000	0
令和 6年度	100,000	20,000	80,000	0
令和 7年度	100,000	20,000	80,000	0

※実績値は滋賀県からの提供

事業実施による効果

- 1 矢橋帰帆島の中間水路の改善対策を行うことにより、帰帆島のイメージアップが図れ、多くの県民や県外からの利用者にとって、憩いの場として親しんでもらえる施設となる。
- 2 水草の大量繁茂や浮遊ゴミ等の滞留などの改善対策により、周辺住環境に及ぼす悪影響を低減し市民生活の向上が図れる。

担 当：上下水道部 上下水道施設課 管理係
TEL：077-561-2402

要望先：滋賀県健康医療福祉部 障害福祉課

地域生活支援事業の国、県補助額の適正化について 【国への要望、県への要望】

要望内容

市町村地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じ、各市町村の柔軟な形態により事業を効果的・効率的に行うとされているが、事業展開が積極的に図れるよう自立支援給付と同様に国の義務としていただき、実績額を補助対象基本額とし、50/100の補助をしていただくとともに、移動支援事業および日中一時支援事業については、自立支援給付に含め義務的経費としていただくよう国に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

また、県補助金についても同様に実績額の25/100の補助としていただくよう、特段の配慮をお願いしたい。

現状と課題

国、県の補助額について、交付要綱上は国50/100、県25/100以内となっているが、現状はそのうちの5割程度の歳入しか見込めず、事業規模が年々大きくなっていくなかで、事業費に占める市の負担が6割を超えており、予算の確保が難しく、事業促進の妨げとなっている。

加えて、移動支援事業および日中一時支援事業については、利用者の実態に即したサービスが提供されるよう支援を充実させる必要があり、国、県による十分な財政措置が必要である。

これらの事業は当市の地域生活支援事業(必須事業、任意事業)全体で約77%程度を占めており、大きな財政負担となっている。



事業実施による効果

国、県が市町村に対し、補助額の適正化を図ることで、市町村地域生活支援事業を充実させることができ、障害者が地域で安心して暮らせる。

担 当：健康福祉部 障害福祉課 障害福祉係

TEL：077-561-6972

保育士の確保・定着につながる処遇改善について 【国への要望、県への要望】

要望内容

保育士等の確保・定着につながる処遇改善に向け、公定価格の継続した引き上げや保育士確保に係る各種補助事業の充実、安定的な財源措置について国に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

また、子育て世代の流入などにより県南部地域の人口増が続くなか、県独自の処遇改善の実施など、人材確保策の実施について、特段の配慮をお願いしたい。

現状と課題

- ・当市を含む滋賀県南部地域については、子育て世代の流入も多く、待機児童の解消が喫緊の課題となっているが、慢性的な保育士不足により、需要があるにもかかわらず定員の上限まで受け入れられない施設が発生するなど、対応に苦慮している。
- ・「こども未来戦略」に示された職員配置基準の見直しや「乳児等通園支援事業」の本格実施にあたっては、更なる保育士の確保を必要とするが、業務負担と責任の重さに比べ、他業種より処遇が低いことで人が集まらず、保育士等の人員不足が一層深刻化している。
- ・公定価格については、令和6年度に引き続き、令和7年度も5.3%の大幅な改善がされたが、他業種との賃金格差を早期に改善するためには、保育士等の確保・定着につながる公定価格の継続した引き上げが必要である。

全産業（月額給与）		保育士（月額給与）	処遇改善		計	差額
令和4年度	36.1万円	31.9万円	市単独	0.75万円	32.7万円	3.4万円
令和5年度	36.9万円	32.1万円	市単独	0.75万円	32.9万円	4.0万円
令和6年度	38.6万円	32.9万円	市単独	0.75万円	33.7万円	4.9万円

出典）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

現状と課題

- ・また、保育体制強化事業や保育補助者雇上強化事業における補助基準額や、乳児等通園支援事業における公定価格についても、保育士や保育補助者等の確保を行ううえで十分な単価となっておらず、民間施設において雇用が困難な状況にあることから、更なる単価の引き上げが必要である。
- ・保育士宿舍借り上げ支援事業については、保育対策総合支援事業費補助金の執行方針により、申請額に対して交付決定額が減額されたが、保育人材の確保と離職防止に向け、支援の安定的・継続的な実施には、国、県による十分な財政措置が必要である。
- ・さらに、当市では、令和6年度より保育士の負担を楽にする支援として、①保育施設等の紙おむつの支給、②保育士の奨学金の返済支援、③保育士への就職定着支援金の支給の取り組みを進め、さらに、④学生や潜在保育士等に対するダイレクトメールやSNS広告配信の活用等、滋賀県の補助制度も活用しながら、市単独での取り組みに努めているが、加配の必要な児童が増加傾向にあるなど、保育士不足の状況はより厳しさを増しており、全国的に見ても高い傾向にある滋賀県の待機児童の発生状況を踏まえ、滋賀県保育対策総合支援事業による県単独事業の継続実施に加え、県内での新たな保育士の育成や潜在保育士の就労を支援するため、滋賀県独自の人材確保・定着につながる処遇改善等の対策が急務である。

事業実施による効果

安心して働き続けることのできる処遇に速やかに改善することで、安定的な保育士の確保や離職防止が図れ、より良質な保育の実践を実現できる。

担 当：こども若者部 幼児施設課 総務・施設係
TEL：077-561-6968